広島県告示第六百六十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定によって、二級河川本郷川水系河川整備基本方針を平成三十年八月八日に定めた。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課及び河川課並びに広島県東部建設事務所及び同三原支所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月十日

広島県知事　湯　﨑　英　彦